午前１０時３０分開会

○岩佐委員長　おはようございます。ただいまから企画総務委員会を開会いたします。

傍聴者の方にご案内いたします。当委員会では、撮影、録音、パソコンなどの使用は認められておりませんので、あらかじめご了承ください。

欠席届が出ています。麹町出張所長が家族介護のため、法務担当課長が家族の看護・介護のため欠席です。

それでは、本日の日程をご確認ください。陳情審査が２件、地域振興部の報告事項が２件、政策経営部の報告事項が３件の順で進めてまいりたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、日程１、陳情審査に入ります。

まず初めに、企画総務委員会に、新たに送付７－２４、地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたのでご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本陳情について、執行機関から情報提供がありましたらお願いいたします。

○髙橋商工観光課長　本件につきましてはかなり多岐にわたったご説明が必要になるかと思いますので、少しお時間を頂きまして、私からご説明させていただきます。

まず、地方消費者行政強化交付金について申し上げます。この交付金は大きく２種類の目的で構成されておりまして、一つは、国として取り組むべき重要な消費者政策を行う自治体を支援する強化事業、こちらの補助率は２分の１です。もう一つは、消費生活相談体制の維持・充実を基本といたしました推進事業、こちらの補助率は１０分の１０です。この交付金は平成２１年の消費者関連法制の整備以来、更新や統合などを繰り返しながら継続されておりますが、特に推進事業はいち早く全国の相談体制の構築と強化を目指しまして早い段階で整備がなされておりまして、原則として令和７年度をもって終了、小規模自治体に限り令和９年度で終了することとされております。

陳情の趣旨では、この推進事業部分の延長、または人件費に充てられる交付金の措置を求めるとされております。なお、強化事業につきましては現在のところ継続される見込みです。

次に、区の消費生活センターにおける交付金受入れの現状ですが、令和６年度は２万５，０００円余でございました。これは区の相談員が消費者庁が指定した研修を受講した費用約５万円余に対し補助割合２分の１の強化事業から交付されたもので、今後も同額程度の受入額になることが想定されております。過去に遡りますと、平成２１年度のセンター設置から平成３０年までの間には設置費用や人件費についても交付されていた経緯がございますが、令和元年度以降はおおむね１０万円以下の受入額になってございます。

続きまして、区の消費生活センターの現状について申し上げます。相談をお受けしておりますのは平日午前９時から午後４時３０分までの時間帯で、月１６日勤務の相談員、こちらは会計年度任用職員でございますが、こちらは５人でローテーションで配置されております。１日当たりですと３人から４人が勤務されておりまして、事務職でも係長級のセ

ンター長１人と係員１人の２人が配置されてございます。

参考といたしまして、会計年度任用職員５人分の令和７年度人件費予算額は、報酬、手当、共済費を含めまして2,８５７万円余でございます。なお、相談は令和６年度実績で８３１件、前年度が８２２件ということで微増しております。これは全国の相談件数と同じ傾向でございまして、件数の詳細につきましては事務事業概要１２６ページ以後に掲載しておりますので、ご確認いただければと思います。

最後に、陳情中にございますＰＩＯ－ＮＥＴ刷新と消費生活相談のデジタル化への影響について申し上げます。国民生活センターは、全国の消費生活センターと国民生活センターを結び、相談、支援情報を集約するデータベース――名称といたしまして全国消費生活情報ネットワークシステム、こちらをＰＩＯ－ＮＥＴと申します――を昭和５９年から運用してございます。このシステムは５年から１０年に一度機能充実を含めた刷新が行われておりまして、現在、令和８年度のリプレースに向けて準備が進められております。これによりまして過去の事例のキーワード検索であるとかウェブフォームでの相談受付など、新しく消費者側も利用できるようになるということとともに、ただいま相談内容もかなり多岐にわたってございますので、相談員支援のための機能追加、ナレッジ検索システムというものが予定されてございます。このリプレースに当たっての自治体への影響ですが、現行ＰＩＯ－ＮＥＴの接続パソコンは国から貸与されておりますが、新しいシステムでは各自治体において接続パソコンとセキュリティに関する周辺機器を準備することになっております。これが自治体の負担となります。では、千代田区ではどうかと申しますと、接続パソコンにつきましては、現在、職員が使用している全庁ＬＡＮの端末をそのまま活用することができますので、セキュリティに関する機器の購入費用、おおむね１万円程度を予定しているところでございます。その他の影響は現在のところ想定してございません。

私からの説明は以上でございます。

○岩佐委員長　はい。ご説明いただきまして、ありがとうございます。

委員の皆さんから執行機関に確認したい事項はありますか。

○米田委員　大切な事業だと思っています。陳情にあるように、交付金がなくなっても現状の施策を維持できるほど十分な程度に達していないと。こういう懸念があると書いていますけど、本区においては特段問題ない、今の課長の説明ではそう理解しているんですけど、それでよろしいですか。

○髙橋商工観光課長　あくまでも千代田区においてはということではございますが、大きな影響はないと考えております。

○米田委員　推進事業に関しても特段影響ない、このまま問題なくスムーズにやっていけるという認識でいいですか。強化はさっきおっしゃったようにそのとおりなんですけど。

○髙橋商工観光課長　推進事業に関しまして、今までの経緯で様々なこの交付金の使い道みたいなものが変わってきております。そういった意味でいったときにどうかというのはちょっとまだ分からないんですが、今現時点の交付金内容であれば特に影響はないと考えております。

○米田委員　デジタルのところなんですけど、これ、うちはガバクラでβ´にしているからという形で、特段何もしなくても問題なく移行できるということでよろしいですか。これも確認なんですけど。

○髙橋商工観光課長　委員おっしゃるとおり、千代田区に関しましては現在職員が使っているパソコンで十分対応ができるというものでございます。
○米田委員　では、最終的な確認になるんですけど、今、課長がおっしゃられたように、消費生活センターで相談は結構増えていると。そういった対応も含めて様々本区においては今後も問題なく運用できるという形でよろしいですか。
○髙橋商工観光課長　私どもの今の業務の状況を確認している上では問題なく運営できると考えております。
○岩佐委員長　ほかに。
○永田委員　財源、予算の問題は特に大丈夫だということなんですけども、この陳情の中に、相談体制の維持・拡充が重要ですとありながら、実際に相談を受けても解決までには至らないことが多いんではないかと思います。特に詐欺のネットショッピングで買物をしたけども、連絡も取れない、返金もされないといった相談を受けたときに、どのような対応、解決をしているんでしょうか。
○髙橋商工観光課長　私ども人口の割合に対しては、恐らく２３区でもトップクラスの人数がそろっているというところでございまして、今、委員がご質問いただいたような、やはり、今、詐欺も含めて、また消費の行動もかなり多様化しておりまして、ご相談を頂いてもそれが解決必ずできるとまでは言い切れないところではございます。ただ、基本的にはその事業者と相談された方の間に立ってあっせんを行ったりする中で解決する。基本的にこの消費生活相談に関しましては、相談員が解決するというよりは、ご本人が解決することをお手伝いするというところでございますので、毎日かなりの数お電話を頂いておるところでございますが、解決に向けて努力しているところでございます。
○永田委員　そうすると、実際被害に遭った方は恐らく泣き寝入りだと思うんです。例えばそういった詐欺のサイトを見つけましたというときに、例えば警察や国に何か報告したりとか、そういった連携によって解決につながるようなことは行っているんでしょうか。
○髙橋商工観光課長　先ほどちょっとご説明させていただいたＰＩＯ－ＮＥＴがまさにこういった連携のデータベースになってございます。そうした中で、例えば千代田区内で実際に行われている事例でございますが、例えば高齢者の施設のほうからのご相談を頂いた上で警察と連携を取りながら解決していく。もしくはお金を返していただくという事例もございます。そういったところを年に２回ですか、協議会等も行っておりますので、そういった連携をしっかり行った上で解決を目指しております。
○永田委員　はい。結構です。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　ほかに何か確認したいことございますか。
○はやお副委員長　いろいろるる確認していただきましたんで、ただあと、先ほどこのＰＩＯ－ＮＥＴのところで全庁ＬＡＮのところで入っているよと。あと、今後これを入れることによって、消費者なのか一般区民のほうからも検索ができると言っているんですけど、これはやっぱりインターネットを経由して入れるということなのかどうかお答えいただきたい。
○髙橋商工観光課長　おっしゃるとおりインターネットを介してＰＩＯ－ＮＥＴに接続するというものになります。

○はやお副委員長　そういうことで、たしかお互いに何かのサーバーのところ、国からのサーバーであるのか、そのデータベースが、それで検索に行くと、アクセスしに行くと。そういうことで、場合によっては先ほどの話だと警察の方も何々の方もいろいろとそのデータベースにのぞきに行ける形になるということなんですけれども、その辺のところのセキュリティというのはどのように保障されているのか、お答えいただきたいと思います。
○髙橋商工観光課長　まず、こちら国民生活センターが運用しているＰＩＯ－ＮＥＴにつきましては、一応国民生活センターのほうでクラウドで運用がされているところでございます。私どもとしましては、区が独自にセキュリティを管理していく部分については、相談員がそこに入るときに二重の認証をするというところでセキュリティを守っているところでございます。それ以外の一般の方が入るというところについては国民生活センターのほうで適切に行われているものと考えます。
○はやお副委員長　ここのセキュリティについてはＤＸのほうも確認した上で進んでいくんだろうと思いますが、ただ、先ほどのβ´のほうでやって、それぞれの端末のインターフェースがされているから、ハードウエアは１万円ぐらいですよと。あくまでもハードということになると投資性のものなんですね。じゃあ運用の点については、多分もうそういう基幹システムの中で動くから、特段お金がかかるオペレーションなんですけど、オペレーション費用はあえてこのＰＩＯ－ＮＥＴにすることによって千代田区が負担するお金というのは増えるのかどうなのか、先ほどは投資だけだったんで。
○髙橋商工観光課長　運用するものにつきましては区の負担は特段ございません。
○はやお副委員長　はい。いいです。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　ほかにこの件について何か確認したいことございますか。
○のざわ委員　この事業は本当に日本維新の会も大変大切なことだとまず思っています。それで、今、米田委員をはじめ皆様の中で、現状の交付金の内容におきましては、本区におきましては推進事業に関しては問題ないというご確認も取らせていただきまして、また、ＤＸ化等々につきましても、本区においては件数は増えておるんですが、今のところ問題なく運用できるというお話をまず承りました前提の下に、私どもといたしましては、今回の陳情の内容が意見書を国会等に提出するというところでございますが、そこの判断におきましてはもう少し本件の運営実態等、事業の状況の精査、推移を見ながらご判断させていただくというのがいいかなというふうに思っているということをお話させていただけたらと思います。
　以上でございます。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
　ほかに何か確認したいこととかご意見とか、よろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、この陳情の取扱いなんですけれども、何か。いかがいたしましょうか、ご意見ございますか。
　米田委員。
○米田委員　今、様々確認されました。とても大切な事業ではありますけど、本区においては特段そのような影響がないと。施設にも影響がないと。ただしこれ、文面を見ている

と、小さな自治体においては、これを閉鎖、閉鎖というかなくなることによって困っている部分もあると。消費者相談というのはとても大切な事業なんで、今後、国の動向とか、いろんな体制が変更があった場合下りてくると思いますんで、その都度我々に報告していただいて、その都度確認しながら消費者相談事業、これをしっかり守れるようにしていくべきだと思っております。その上で、しっかり理事者の皆様に、執行機関に申し入れて、大事な事業なんで、そのことによっていわゆる陳情者にお返しすればいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○岩佐委員長　はい。ほかに何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　ありがとうございます。ただいま米田委員からご提案いただきました。まず委員会としては意見書として取り扱うには全会一致で行うこととなっていますけれども、意見書提出まではもう少し精査をしていく必要があるというご意見も頂きました。それから、本質疑の中では、やはり財政的な懸念がないこと。またデジタル化に対しても財政的な懸念が今のところはないことから、今後も注視していくということも確認しましたので、ぜひしっかりと委員会のほうにも、例えば件数がすごい増加するとか、そういったことも含めましてご報告を頂きながらしっかりと注視していきたいと思います。それを申し入れたいと思います。それをもちまして本陳情はこの審査の議事録をもって陳情者にお返しをしまして審査を終了したいと思いますけど、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。それでは、こちらの本陳情の審査を終了することといたします。

送付７－２４の地方消費者行政の維持・強化のための対策を求める意見書を国会等に提出することを求める陳情の審査を終了いたします。

続けて、企画総務委員会に新たに送付されました送付７－２７、「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および黒塗りにされた有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情が送付されました。お手元に陳情書の写しをお配りいたしましたのでご確認ください。陳情書の朗読は省略いたします。

本件陳情審査に当たってまず確認をいたします。本陳情は理由以下のところに、所管の対応に関すること等様々書いてありますけれども、個別具体的な話は当委員会での陳情審査に当たってはなじまないので、件名にある千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充について、そして情報公開に関しては、区における情報公開の一般的な対応についてということで本件陳情は審査いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、本陳情について執行機関から情報提供がありましたらお願いします。

○村木政策経営部長　それでは、本件陳情について私のほうから少し情報提供をさせていただきます。

こちらの陳情された方が指摘されておりますように、新宿区公益通報に関する条例についてですが、確かにこちらの新宿区の条例では、指摘のとおり、新宿区民も通報ができるものとして規定されております。一方で、新宿区の条例では、通報対象事実については公

益通報者保護法に規定の通報対象事実、それから犯罪行為の事実、それから監査請求の対象となる事実など、規則で定めるものと限定的なものとなっており、この点については千代田区の公益通報条例では違法な事実のほか、不当な事実まで通報対象事実に広く含めておりますので、千代田区の公益通報条例のほうがより広範な通報が可能というふうになってございます。

それから、千代田区の公益通報条例につきましては、いわゆる内部告発者保護のための制度でありまして、雇用関係などにある者が通報により不利益な取扱いを受けることがないようにすることを第一の目的としております。そのため、通報ができる者、通報により不利益を受けるおそれのある者、職員や派遣労働者、事務受託者などに限定しているところでございます。

それから、通報者に含まれない区民等が区の処分に不満がある。例えばこちらにございますように情報公開請求をされた場合に、その公開内容が公開されないことが違法であるとか、そういった処分についての不満があるとか、そういう場合につきましては、審査請求やオンブズマンなど、ほかにも様々な制度や窓口がありますので、千代田区においては公益通報者保護制度は主に内部告発者保護の制度としてより広範な事実についての通報が可能となるようにしている反面、そのほかの者による通報については、その他の制度による救済を図っていくという、そういった制度の立て方をしているということでございます。

ご説明は以上です。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。委員の皆さんから執行機関に確認したいことはございますか。ないの。ない。

すみません、私から１点いいですか。新宿だけじゃなくて、大阪なんかがすごくこの公益通報できる人が住民であるというところが幾つかあると思うんですけれども、そういうことによって、メリット、デメリットがあると思うんですけれども、もしそういうのが分かれば教えていただけますか。

○村木政策経営部長　先ほども多少申し上げましたが、この通報者の中に区民とか、そのほかいわゆる労働者じゃないような方も含めるという場合に、その場合の一つのメリットとしては、やはり通報の対象が広がるということで、より通報、不正が隠されるようなことがなくなるという、そういったメリットがあると思います。反面、デメリットといたしましては、そうしたことによって、この制度の本来の意義、通報者保護という不利益を受けないという本来の意義が多少薄れてしまうということと、あと、実際実務的な問題といたしましては、そういった例えば先ほど例に挙げました情報公開、これに対する不服、それについても通報ができますよというふうにしてしまうと、そちらはそちらで審査請求もできますので、二つの手続が並行してしまうと。これは非常に手続が複雑になるというか、双方で矛盾とかが生じる可能性もありますので、そこのところの整理が必要になると。恐らく新宿とかはそういったことも考えた上で対象事実を犯罪行為とか、そういったものに限定しているということだと思います。ですから、千代田区ももしそういった対応を取るのであれば、例えば新宿区と同様に対象を限定するとか、そういった方向に考えざるを得ないかなと思うんですけど、ただ、それをしてしまいますと、千代田区の公益通報制度のよさがなくなりますし、今後のこと、これについてはいろいろ見直し等を考えているところでございますが、今後のことを考えると、やはり対象事実は違法とかに限らず不当とか

そういったものを含めて広く捉えたほうがいいのかなと。それを考えますと、やはり公益通報とその他の通報、ここは少し分けたほうがいいのかなというふうには私どもは考えているところでございます。
○岩佐委員長　ありがとうございます。私もちょっと読んだ感じでは、大阪だと３,０００件とか４,０００件とか。とんでもない数が来るということで、そのほとんどがいわゆるクレームだったりとか、クレームですらないものもたくさんあるということで、本当に普通の区民窓口制度にちょっとなってしまっていて、実際の大事な通報が埋もれてしまうということもあるとは聞いているんですけれども、分かりました。それはすごく条例の趣旨としては全然違うということで理解しました。
　ほかに何か、皆さんの中でもございますかね。
○はやお副委員長　よく分かりました。やっぱり趣旨とか、何をこの条例によって網をかけているのかというのを理解しましたので、ただ、あと一つ、新宿区との違いも先ほどの説明で十分分かりましたが、他の自治体でこの類する区民の公益通報の対象としているところってあるのかないのか。だからかなり新宿区のケースは異例なんですけど、あるのかないのか、なければないでいいんです。ただ、ちょっとその辺の実態だけ確認したい。
○村木政策経営部長　幾つあるというのはちょっと私どもで把握してございませんが、先ほど委員長のほうからご指摘がありましたが、新宿以外にもやはりこういった制度のつくり方をしているところは存在しております。
○はやお副委員長　ああ、そうか。まあいいや。はい。
○岩佐委員長　ほかに何かこの件についてございますか。
　それから、この陳情の後段の情報公開請求、こちらについても黒塗りだったということが書いてありますけども、これも運用の中でしっかりやっていただいているんでしょうか。すみません。ちょっとご説明いただければと思います。
○村木政策経営部長　ちょっと個別の事例としてそれが適正かどうかというのはその事例が具体に出てこないと判断できないところなんですけど、情報公開につきましても、我々としては制度所管としてきちっと現場のほうが制度に従って運用しているかどうかというのはチェックしながらやっておりますので、適正な運営がなされているものというふうに認識してございます。
○秋谷委員　ガイドラインがあるって書いてある。そのガイドラインというのは別に全国的に見て千代田区だけすごい特質なガイドラインを定めているというものではなくて、ちゃんと全国に通じるというか、みんなが使っているようなものを使っているんでしょうかね。
○村木政策経営部長　このガイドラインというのがちょっと何を指し示しているのかちょっと分からないんですが、千代田区のコンプライアンス・ガイドラインだと。すみません。千代田区のコンプライアンス・ガイドラインに記載されたとございますので、千代田区のコンプライアンス・ガイドラインの中で情報公開を推進し区民等への説明責任を果たしますということを挙げてございますので、それに反するのではないかというご主張かと思いますけど、先ほど申し上げたように、我々としてはきちんと制度の趣旨に従って運営しているという認識でございます。
○岩佐委員長　よろしいですか。

それでは、この陳情の取扱いについて皆さんにお諮りしたいと思うんですけれども、私からじゃあ提案させていただきたいと思います。公益通報、私ちょっと幾つか質問させていただきまして、公益通報制度の通報ができる方の範囲を広げるということがそもそもこの条例の趣旨とはちょっと変わってくるということがちょっと先ほども確認できましたし、また、情報公開制度については、今、委員からも質疑がございましたけれども、開示、不開示の判断は所管課において条例でしっかりと適正に運用していただいているということもちょっと確認できております。開示内容に不服がある場合ですとか審査に不服がある場合はオンブズマン制度ですか、様々な不服申立ての制度があるということもありますから、そういったことをしっかりと担保していただいて、今回のこの陳情に関しましては議事録をもって陳情者にお返しするということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。それでは、以上で、送付７－２７、「千代田区職員等公益通報条例の対象者拡充および黒塗りにされた有資格者情報の不適切な情報公開について」の陳情の審査を終了し、日程１、陳情審査を終了いたします。

日程２の報告事項に入ります。

地域振興部（１）内神田集会室のトイレ改修工事について、理事者からの説明を求めます。

○小川神田公園出張所長　では、内神田集会室のトイレの改修工事についてご説明いたします。

まず工事の目的でございますが、内神田集会室１階と地下１階、今２フロアを使用しているところなんですが、両方とも和式の便器がまだ残ってしまっておりまして、そちらの和式の便器の洋式化を行うというものでございます。

工事の内容は便器の洋式化と併せて手を洗うところ、手洗い器の自動水栓化、あと併せてトイレの囲いのブースの更新を行う予定でございます。

工事期間は令和８年２月８日から３月６日でございます。

工事に伴って、内神田集会室の利用を一時休止することになります。１か月近くの休止になります。

それに当たりまして周知の方法ですが、広報千代田１１月２０日号への掲載を準備しているところでございます。併せて千代田区ホームページへの掲載。それから、あと会館施設予約システムのトップページにお知らせを書けるところがあるんですが、そちらにもお知らせとして掲載をする予定でございます。それから、併せて本年度から始まりました子育てひろばを実施している児童・家庭支援センターとはこういった情報については共有をしているところでございます。

それから、この日程ちょっと中途半端な日程なんですけれども、この日程は、定期的に利用している団体が幾つかございまして、その予定に当たらないように、本当にピンポイントで日程を調整したものでございます。それから、工事に伴って振動・騒音がどうしても出ますので、区営住宅あるいは職員住宅の住人がおりますので、その辺りにも周知をする予定でございます。

○岩佐委員長　はい。説明が終わりました。この件について質疑を受けます。

○米田委員　１点だけ。１点というか、この工事は大切な工事だと思います。子育てひろ

ば開催しているんで、手洗いの自動水栓なんか感染症対策として僕は有効だと思っています。ただし、子育てひろばを木曜日今実施されていると、今年度から聞いています。これの影響についてお聞かせいただきたい。
○小川神田公園出張所長　木曜日現在、内神田集会室を利用している部分については、神田公園の区民館の３階和室のほうへちょっと場所を変えて実施するということになります。もちろん例えば錦町の一丁目辺りにお住まいの方にとってはちょっと遠くなってしまって大変申し訳ないんですけれども、開催自体は継続して行う予定でございます。
○米田委員　それを聞いて安心しました。今、所長がおっしゃっていただいたように、今でも２か所やっているんで、たまに場所を間違う方がいらっしゃいますんで、その辺のところをしっかり、書いていますけどね、児童・家庭支援センターと連携していると書いているんですけど、その分十分注意してやっていただきたいなと思います。
○小川神田公園出張所長　その辺りについては、もちろんこちらのほうの広報も併せて子育てひろばのほうの広報のほうにも重々書いていただくようお願いをしているところでございます。
○岩佐委員長　はい。ほかにこの内神田集会室トイレ改修工事についてはよろしいですか。
　のざわ委員。
○のざわ委員　この洋式化はウォシュレットまでするということですか。
○小川神田公園出張所長　すみません。ウォシュレットまでつけるかどうかについては。（「つけます」と呼ぶものあり）すみません。つけるということで施設経営課長が。
○のざわ委員　結構ウォシュレットにしてくださいという声が多いんで、可能だったらここだけじゃなくて全部をウォシュレットにされてもいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。
○小川神田公園出張所長　神田公園の区民館合わせて、この内神田の集会室、私の知る範囲では少なくとも男性トイレは既にウォシュレットがついていたと記憶してございます。
○のざわ委員　女性トイレはいかがですか。
○小川神田公園出張所長　施設経営課長から、すみません、助け舟が出まして、その部分についても既に全部ウォシュレットを導入しているということでございます。
○岩佐委員長　よろしいですかね。
　ほかに。
○はやお副委員長　多少驚いているんですけど、まだ和式のところがあるということで、これ、ちょっと全体的に言ってなんですけど、内神田の集会室だけでなくて、いろいろな施設、特に区民が使用するところについては洋式化というのはどういう状況になっているのか、ちょっとお答えいただきたい。
○佐藤施設経営課長　洋式化のほうですけれども、例えば教育委員会、子ども部のほうは計画的な形で全てを洋式化していこうといったところで順次行っております。たしか今年度、今やっているところは、学校のほうは夏休みで終わりましたけども、和泉小学校の洋式化とか順次１００％を目指してやっていると。そのほかの施設、築年数が古いという部分があろうかと思いますけれども、今回と同じような形で和式をリモデルという形で洋式化を行っていくと。それに併せて、ウォシュレットは商品名になっちゃいますか。電動洗浄のものというものを設置していくというところで対応しているというところでございま

す。
○はやお副委員長　そういうことなんでしょう。あと、だからここで大体何％ぐらいがまだ和式で残っているのか、おおよそ勘で、勘と言っちゃいけないね。このぐらいだねというふうな、ちょっとつかみで大体何％とかというのが分かれば教えていただきたい。
○佐藤施設経営課長　すみません。詳細な資料がちょっと手元にないんですが、学校のほうが九十五、六％ぐらいまで進んでいたという記憶がございます。そのほかの施設につきましても順次行っているというところがございますので、感覚で申し訳ございません。ほぼほぼ九十何％は終わっているかなというところでございます。順次所管課からの要望を頂きながら洋便化のほうは進めてまいります。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　のざわ委員。
○のざわ委員　せっかくですので、学校とか洋式だけどウォシュレットじゃないというところもちょろちょろありますので、せっかくですので全部洋式のウォシュレットにされてはいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。
○佐藤施設経営課長　学校のほうは、すみません、先ほどとちょっとあれなんですけども、学校のほうは教育委員会、子ども部のほうからの要望を頂いてというところがございますけれども、基本的に電気洗浄のものはついていないというところでございます。施設に応じての部分がございますけれども、お客様が学校等を使うところについては設置してございますけれども、児童・生徒が使うところについては多目的トイレ以外の部分については設置していないというところでございます。
○岩佐委員長　はい。ほかによろしいですか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　すみません。私も１点だけ。
　トイレに例えばＤＶ相談のカードとかを置いたりとかという、例えば女子トイレなんかにあったらいいんですけれども、ＤＶの被害を受けている人が、ＤＶの相談窓口のカードがちょっと置いてあったりするというのが一時期、この千代田区の庁舎でもちょっと置いてあったりするんですけれども、そういったことをちょっと置けるスペースですとか、そういったことをちょっと意識してもし改修していただけると、本当に、例えばさっきの消費者相談の窓口もそうなんですけれども、ちょっと悩んでいる人がトイレなんか、特にＤＶなんかだと一番顕著なんですけれども、トイレなら一人になれるとか、トイレに入れば、いわゆるちょっとＤＶの加害者からちょっと逃げ出せるというときに、そこにＤＶの窓口のお知らせがあるよみたいなことをやっているところが結構あるんですけれども、そういったものがあんまりきれい過ぎるトイレとか、びしっと統一感があって出せないところもあるので、ちょっとそういう区からの本当に緊急の情報を出せるようなことという工夫があるといいなと思っていたんですけれども、ちょっとそこは。すみません。
○佐藤施設経営課長　ちょっと私のほうからであれなんですけれども、区有施設全般の中でという部分はいろいろな様々な用途がございますので、そこは整理していきたいなと思います。本庁舎のほうは私どものほうで管理しておりますので、所管課とも連携しながら、どういった形がよろしいのかということで、ちょっと、すぐというのはなかなか難しいかもしれないですけれども、ちょっと整理して検討してまいりますので、よろしくお願いい

たします。
○岩佐委員長　ありがとうございます。一時期、ちょっと置いてもらっていたんですけどね。
　富士見出張所長。
○原川富士見出張所長　出張所のほうなんですけども、一部出張所のほうで、まさに委員長がおっしゃられたようなことはやっている出張所もございますので、ちょっと先ほど施設経営課長もありましたが、ちょっとほかの所だったりも各所できるか、ちょっと検討してまいりたいと思います。
○岩佐委員長　ありがとうございます。
　文化スポーツ担当部長。
○中田文化スポーツ担当部長　ＤＶということなので、所管ということで一言答弁させていただけたらと思います。
　トイレに掲示するというのも有効な方法だと思います。ほかにも様々な方法があると思いますので、どういったならば皆様にそういった情報が届けられるのかというのを少し総合的に検討させていただければというふうに思います。
○岩佐委員長　ありがとうございます。
　ほかに、ここのトイレ改修工事についてはよろしいですかね。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、内神田集会室トイレ改修工事についての質疑を終了いたします。
　次に、多文化共生社会の実現に向けた取組について、理事者からの説明を求めます。
○加藤国際平和・男女平等人権課長　多文化共生社会の実現に向けた取組についてご報告させていただきます。
　区内の外国人人口なんですけども、令和７年９月１日現在で総人口の約６.１％に当たる4,２３６人の方が区内におりまして、平成２７年９月１日時点の2,５９４人から約１.６倍に増加しておりまして、今後も増加傾向が見込まれております。一方、国においては、令和７年７月１５日に「外国人との秩序ある共生社会推進室」が設置されておりまして、海外の活力を取り込んでいくことが重要である中、ルールを守らない方々への厳格な対応や制度の見直しは重要な課題との考え方が示されているところでございます。地域の生活者となる外国人住民は、その地域社会に影響を与えることになるため、多文化共生社会の実現に当たっては、外国人住民においても秩序を持ってルールを守ってもらうことが重要であるというふうに考えてございます。区としましては、千代田区第４次基本構想の下で、区民、関係団体、区が一体となって多様性を尊重し、認め合う社会づくりを推進するため検討体制を設置しまして、多文化共生社会の実現に向けた取組を検討してまいりたいというふうに考えてございます。
　具体的な検討体制ですけども、学識経験者や外国人支援・交流団体等で構成する千代田区多文化共生推進に関する委員会と庁内の課長級を集めた多文化共生推進に関する庁内検討会を設置したいと考えてございます。
　今後のスケジュールですけども、今年度中にこの委員会と庁内検討会を設置しまして会議を開催したいと考えております。また、来年度の令和８年度については、区民等に向け

た意識・実態調査を実施しまして、その調査結果を踏まえて多文化共生推進に関する計画の策定を検討したいと考えてございます。

以上でございます。

○岩佐委員長　はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○田中委員　ご説明ありがとうございました。国のほうでもこういうことに取り組んでいるということなんですけれども、最近、多文化共生をすごく強制されているというような感覚を受けるんですけれども、もちろん推進とともにルールを守らない方々というのが問題になってきていて、そちらへの厳格な対応や制度の見直しなども進め始めていただいているところだとは思うんですけれども、この検討体制、千代田区多文化共生推進に関する委員会の仮称ですけれども、構成というのがバランスの取れたものなのか。具体的には詳しいところまでは分からないんですけれども、これを見ると、ちょっと偏った方向に行きかねないのかなという懸念があるんですけれども、ここのところをもうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

○加藤国際平和・男女平等人権課長　構成のメンバーについてなんですけども、現在、今調整を進めている段階ですのでまだ確定したものではございません。それで構成のメンバーの選定の仕方なんですけども、ほかの区でも２３区中１１区が今単独で計画、指針を策定してございまして、そこの選定している委員の構成等を参考にしながら、今後も検討を進めていきたいと考えてございます。

○田中委員　はい。ありがとうございます。まだ確定ではないということで安心しましたけれども、ぜひ例えばこういうことに詳しい入管の方とか、もし可能なのであれば一番こういう問題に日々直面してくださっている方々ですし、そういう方々のご意見だったりとか、一般の区民の方々、普通の感覚、普通の感覚というか、偏りのない意見の方々という方々を多く入れていただきたいなと思います。というのは、やはりこういうのを進めようとかいうと、すごい聞こえはいいんですけれども、やはり将来につけを回すことにもなりかねない大変重要な問題だと思っていますので、始動の段階からそういうことに留意していただいて、一方の意見が声高に主張されないような形態にしていただきたいと思います。

あと、今、千代田区内では総人口の６.１％ということなんですけれども、増加傾向かというのは今後の政府の方針にもよると思うんですけれども、６.１％の方々に対してどのぐらい区の予算が割り振られるかというのもすごく重要だと思うんですね。私の海外経験からして、そんなに外国人に対しておもんぱかってくれていたかというと、そんな感じはしないので、６.１％の方々に対してどのぐらいの予算を割くのかということもちょっと考慮していただきたいなと思います。

○加藤国際平和・男女平等人権課長　まず、委員の構成の中に、入管の方々、役員の方々を入れていただきたいというところについてなんですけれども、私どもも今委員の選定を進めてございまして、その中では、やはり多文化共生の分野に精通している専門の先生をやはり参画していただいて、そこの知見を区の計画等のほうに反映させていきたいなというところは考えてはいるところでございます。また、進めていく中で、やはり区の実情に詳しい方々の意見は大事かと思ってございますので、区の実情に詳しい区民の方々にも参画いただいて、バランスの取れた委員構成にしたいというふうに考えてございます。

２点目の予算のところについては、現在、予算要求等も進めているところですので、こ

の場では回答は控えさせていただきたいと思ってございます。
○田中委員　はい、ありがとうございます。多文化共生推進に精通した、推進はなかったでしたっけ、多文化共生に精通した方々の構成にしていただけるよう配慮していただけるということなんですけれども、多文化共生などに精通した方々というのが、ともするとすぐに何かあると差別だとかと言い出したりとか、そういう方々ではないということをきちんと確認して、バランスの取れた議論ができるように留意して、大丈夫だとは思いますけれども、留意していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。
○加藤国際平和・男女平等人権課長　ありがとうございます。委員のご指摘も踏まえまして慎重に委員の選定を進めていきたいと思います。
○岩佐委員長　ほかに、この多文化共生のことについては何か。
○米田委員　１点だけ確認させていただきたいんですけど、選考委員は偏らないために選考委員を選んでやっていくということはまず間違いないと思っております。各自治体で先行してやっている自治体、課長もおっしゃったように、２３区では１１区、全国ではもっと先駆けて外国人の方、様々な問題が起こっている方々の地域でも策定していると聞いております。そういったところをしっかりヒアリングしていただいて、こういった課題についてこういうふうに解決したとか、こういう課題があるよというのをしっかり見極めた上で推進計画策定委員会も進めていただきたいんですけど、いかがですか。
○加藤国際平和・男女平等人権課長　ご指摘ありがとうございます。現在、全国では多文化共生の単独で指針・計画を策定しているところは全国のうち１７１自治体ございます。そこのところの中で千代田区の情勢に近しいところの実態を参考にしながら慎重に計画を進めていきたいなというふうに考えてございます。特に２３区の周辺の港区ですとか台東区の辺りは事情が近しいかなというふうに考えてございますので、２３区の計画を主に参考にしながら進めていきたいと考えてございます。
○岩佐委員長　よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。それでは、（２）多文化共生社会の実現に向けた取組についての質疑を終了いたします。
　以上で地域振興部の報告を終わり、続いて政策経営部の報告に入ります。
　政策経営部（１）千代田区役所本庁舎・九段第３合同庁舎の全館停電について、理事者からの説明を求めます。
○佐藤施設経営課長　それでは、千代田区役所本庁舎・九段第３合同庁舎、この建物でございますが、全館停電につきまして、政策経営部資料１に基づきご報告させていただきます。
　１、停電の理由でございます。地下にございます電気室の中に特別高圧変圧器設備がございまして、それの改修に伴う電気工事による全館停電でございます。
　２、停電日時でございます。本年１１月２３日日曜日午前８時から午後６時頃までの１０時間程度の停電となります。なお、当日は本庁舎をはじめ図書館等、全館休館日でございます。
　３、停電時の施設状況でございます。施設内に電源が供給されないため全て停電状態となります。エレベーターですとか照明・空調・トイレ・コンセント等全て使用できません。

また、階段室のセキュリティシステムは電源が供給できないため作動しないため施錠できていない状態となります。１階出入口の自動ドアでございますが、これ、火災時電源が供給されないときにパニックオープンといいまして、中にいる方が逃げられるように開放されると、そういうような仕組みになっているところがございますので、全て開放状態となりますので、警備員を配置し出入りについては対応してまいります。先ほどの階段室のセキュリティシステムと関連するところがございますが、入り口部分で出入りの対応を行っていくというところでございます。地下１階の駐車場はゲート等が動くことができませんので使用できないというところでございます。

４、停電時の対応といたしまして、夜間休日窓口、１階の部分でございますが、これを千代田会館１０階に７時３０分から１９時の間一時移設し、夜間通用口にご案内の表記と警備員の配置をしてご案内いたします。コールセンターにつきましても、同様に千代田会館１０階に８時から１９時の間一時移設いたします。

５、区民等への周知でございますが、広報千代田１０月２０日号、区のホームページ、ＳＮＳにて周知を行います。

ご報告は以上でございます。

○岩佐委員長　はい。ご説明いただきました。この件について質疑を受けます。

○はやお副委員長　これ必要な点検、分かります。私も貸しビルをやっていますんで、１年に１回は必ず定期点検しなくちゃいけない。これ今までも当然のごとく全館停電というのはやっていたのかどうかお答えください。

○佐藤施設経営課長　法令に基づく年に一度の点検につきましては毎年やっているというところでございます。これが実は９月２８日に法令点検のほうは行っているというところでございます。実は法令点検につきましては時間が短いといったところと、大本の電源を止めて点検したときに非常発電のほうで避難用のエレベーターですとか照明とかはつくというような形のもので、それは毎年やっているというところなんですけども、今回の全館停電については、大本の電力が入ってくる機器、変圧器のほうの更新というところになりますので、この建物、平成１９年に引っ越してまいりましたけれども、そこから初めてになるというところでございます。時間が短い場合については非常発電を回して対応できるんですけれども、時間が非常に長いというところがございますので、この時間の間は全て国のほうも含めてこの建物全体が停電になるというものでございます。

○はやお副委員長　あと、結局は変圧器を変えるといったら、私のところも何十年だったかやりました。キュービクル全体を変えるというようなこと。意味は分かりました。これは大ごとだということもよく分かりました。

あと、費用負担の件なんですけれども、ＰＦＩが終わって、多分、今、個々個別に費用が発生すると思うんですけれども、これについては、例えば変圧器が千代田区側と上層階のほうと分けているのか、それとも一体でありながらその費用をどういうふうにやって分けるように計算されているのか、お答えいただきたい。

○佐藤施設経営課長　この建物、九段第３合同庁舎と区の本庁舎なんですけれども、建物全体に係るものについては財務省のほうで全体を仕切っているということになります。したがいまして、ここの部分の発注とかそういった行為、入札行為は財務省のほうで行って、入所官署、千代田区も含めて幾つもございますけれども、それぞれが面積の按分、大体千

代田区部分でいきますとおおよそ４０％ぐらいになりますけれども、その面積按分に応じた負担を行うというところでございます。
○はやお副委員長　分かりました。そういうことなんでしょう。で、そこのところでありながら、今回停電をすることによって、そしてこれ、全館休館の日を選んだんでしょうね。それで実際は図書館の部分と、それとあと千代田会館１０階に夜間窓口等々を移すと。これにしているんですけど、それ以外の何かというのはないというふうに考えてよろしいのかどうか。何か必要な業務みたいなものが、実際のところは全館休館になっているからないとは思うんだけど、その辺の漏れはないのかどうかだけ、ちょっと確認したい。
○佐藤施設経営課長　課に応じてはシステムを持っていると。施設経営課もそのシステムを持っていたりという部分がございます。そういった部分につきましては、各課のほうで業者のほうと連絡を取って、事前にシステムをシャットダウンする。自分でやる場合もありますし、業者のほうがやるという部分があります。シャットダウンして停電が終わった段階で復旧したりとか、そういう形のものを各課ごとで様々調整をしておるというところでございます。
○はやお副委員長　最後。今回、すごく、何ですか、自家発電のものも使わないよということなんで、実際のところの先ほどのありましたように、セキュリティの対応が安全管理対策ということで、もう全部何もオープンになってしまうと。この辺のセキュリティというのは何か特に注意すべき留意点ということで何か押さえているところがあるのかどうかをお答えいただきたいと思います。
○佐藤施設経営課長　この建物自体、入り口の部分でシャットアウトすると建物の中に入ってこられない。１階以外からは入ってこられないという部分がございますので、一番大きな点で申し上げますと、交代制なんですけれども、表裏の部分で警備員を今３名から４名といったところで配置をして、交代制ですけれども、そこの部分で出入りがされないような形、あるいは出入りする方であれば職員証等を確認して中に入っていただくとか、そういう形での対応をしていくというところでございます。
○はやお副委員長　はい、結構です。
○岩佐委員長　はい。よろしいですか。
　米田委員。
○米田委員　一つだけ確認させてください。今、課長からご説明があったとおり、非常電源も使わないと。初めてやるということで、万全を期しているとは思いますけど、様々な部分が出る可能性があります。これ、本当に災害になったときに非常電源が終わると完全に終わりますから、そういった災害対策の部分から見る上で検証していくというのも大事だと思うんですけど、その観点については災害対策から見てどうですか。
○御郷行政管理担当部長　災害対策の面でということでご質問を頂きました。今回、停電に伴いまして一部防災行政無線と防災ラジオについてはこの時間帯、何か発報するときにちょっと機能しないという不都合が生じます。その旨この１０月２０日の広報千代田にも当然ながら掲載させていただいておりますし、また、今後ホームページのほうにも呼びかけていくつもりでございます。今般、今年の４月から導入しました総合防災情報システムを導入しておりまして、その防災ポータルサイトと防災アプリのほうでしっかりと行政無線とラジオについての発報については代替でフォローしていきたいというふうに考えてお

ります。また、非常時ということで、るる停電対応ということで、また何か課題等が見えてきましたら、今後の災害対策のほうにも反映させていきたいというふうに考えております。

○岩佐委員長　よろしいですか。

ほかに何かご質疑ございますか。大丈夫ですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。それでは、政策経営部（１）千代田区役所本庁舎・九段第３合同庁舎の全館停電についての質疑を終了いたします。

続けて、（２）千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）について、理事者からの説明を受けます。

○小林財産管理担当課長　それでは、千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）について、政策経営部資料２－１、２－２に基づきご説明させていただきます。

現在、区が保有する暫定活用財産のうち、一定規模以上の区有地について、将来の公共施設整備に備える観点から新たに留保財産として考え方を整理し計画的に準備していくことを検討しております。本日は方針の素案についてご説明さしあげたいと思います。

それでは、資料２－１をご覧ください。併せて資料２－２をご参照ください。

項番１の概要です。区では、公共施設の老朽化や人口動態の変化に対応するため、将来の施設整備に向けた用地の計画的な確保が喫緊の課題となっております。また、ご承知のとおり都心である本区にはまとまった規模の遊休地が少なく、新たな土地の取得が極めて困難であることから、既存の区有財産、区有地を有効活用することが重要だと考えております。このため、将来の公共施設整備に備える観点から、一定の条件を満たす未利用・暫定活用財産を新たに「留保財産」としてその活用に当たっての考え方を千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針として整理することで計画的な施設整備に向けた準備を進めていきたいというふうに考えております。

次に、項番２、基本方針（素案）の要点についてです。（１）留保財産についてですが、区が所有する土地のうち、将来の公共施設整備を見据えて区が所有権を留保する。つまり区が所有権を持ち続ける区有地で、基本的には区の将来的な公共施設整備を予定しますが、施設整備等の具体的な計画が定まっていない段階では、地域利用などの暫定的な活用も行いながら有効活用を図っていくことを考えております。

（２）留保財産の選定についてです。大規模な施設、例えば学校や福祉施設などの行政需要に応えられるような、おおむね３,０００平米以上の敷地面積を有する区有地について行政需要に対応できるような未利用・暫定活用財産の中から庁内手続を経た上で選定することといたします。

（３）利用方針の策定についてです。（２）の留保財産の選定手続で留保財産として取り扱うこととした区有地について、庁内の行政需要や地域ニーズを踏まえて、それぞれの留保財産ごとに将来の施設整備を見据えた利用方針を個別に策定していきます。

（４）定期借地権を設定した貸付けによる活用についてです。（３）のとおり、個別の留保財産について利用方針を策定していく予定ですけれども、当面の間、区の活用予定がない留保財産がある場合には、土地の有効活用の観点から、民間などから区にとって有益な事業提案があれば定期借地契約による暫定活用としての貸付けを行うことを考えており

ます。

次に、項番３、意見公募です。今回の基本方針の策定については、参画・協働ガイドラインに定める土地活用方針の策定に該当することから、資料２－２により意見公募を実施いたします。

項番４、今後の予定にあるように、１０月２０日から１か月程度意見公募を行い、お寄せいただいたご意見等につきましては、意見公募終了後に取りまとめを行いまして、１２月の当委員会でご報告したいというふうに考えております。今回の素案を基に意見公募でのご意見や議会の皆さんからのご意見などを踏まえまして、今後方針として策定していきたいというふうに考えております。

簡単ではありますが、ご説明は以上となります。

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

ご説明を頂きました。この件について質疑がある方は挙手をお願いいたします。

○のざわ委員　素案の３ページの３、留保財産の選定基準の３,０００平米以上に決められた根拠と、３,０００平米以下はしないのか、いかがでしょうか。

○小林財産管理担当課長　今後の公共施設整備に備えまして一定規模の区有地を計画的に留保していくことが求められているというふうに考えております。中でも学校など、大規模な施設、こういったものは基幹的なインフラとなっていますので広い敷地が必要となっております。学校施設おおむね３,０００平米以上あれば一応は建設できるということもありまして、こういった学校施設の建て替えに備える観点からも最低３,０００平米以上の敷地が必要かなというふうに考えています。この３,０００平米という面積があれば、学校施設に限らず、福祉とか様々な施設にも対応できるという観点からこういった基準を設けているところでございます。

○のざわ委員　すみません。あと、３,０００平米以下は検討されるのかどうか。

○小林財産管理担当課長　この留保財産としての選定には３,０００平米以上のものを考えたいというふうに考えております。それ以下のいわゆる暫定活用財産になるんですけれども、なかなか千代田区の場合、土地の入手が難しいということを先ほどご説明させていただきましたけれども、簡単に売るということはないんだろうとは思うんですけれども、今回の留保財産、厳格な手続を行う新たな考え方としては３,０００平米以上というところで基準を設けたところでございます。

○のざわ委員　ありがとうございます。

あと、素案の６ページの４の定期借地権を設定した貸付けの活用で、これ、事業用定期借地権設定期間、原則１０年以上となると、これ、７０年、１００年とか、上限を決めないとどこまでも理論上は行ってしまって、借り受ける民間も一応プロポーザル方式と書いていますけど、途中で今こういう状況ですので何があるか分からないんで、例えば２０年とか上限を決めるのと、プロポーザル方式のときの選定の基準というのをしっかり明確化しているということに関してはどのようにお考えでしょうか。

○小林財産管理担当課長　先ほど申し上げましたとおり、留保財産の選定をした上で個々個別の留保財産に関しまして利用方針というものを定めていきたいというふうに考えております。それぞれの留保財産、場所によって条件によって様々な条件が異なると思いますので、その利用方針の中で一定程度考え方を示していきたいなというふうに考えておりま

す。定期借地権を設定する場合には１０年以上をめどにしていますけれども、今のところ上限は設定せずに、その状況に応じた考え方を利用方針のほうで定めていければいいかなというふうに考えているところでございます。
○のざわ委員　今お話がありましたけど、やっぱり上限があまりにも長いというのはもう区に対していろんなリスクが出てくると思いますので、やっぱり私は上限をある程度のところでかけておくということが必要かなということを、同じことを言っているんですけど、いかがでしょうか。
○小林財産管理担当課長　この留保財産の考え方を策定する趣旨としては、基本的には区の将来の公共施設整備に備えるものになりますので、さすがに５０年、６０年先のことというのはなかなか分かりにくいということもあると思いますので、そういった設定というのは難しいんじゃないかなとは思っているんですけれども、委員ご指摘いただきましたので、そういった点も踏まえて検討を進めていきたいというふうに考えております。
○のざわ委員　ありがとうございます。よろしくお願いします。
○岩佐委員長　ほかに。
○米田委員　暫定利用に関することだけを一つ聞かせてください。暫定利用をすると、しっかり利用期間とか決めておかないと、ずっと活用する。そのまま地域の流れによってなかなか戻してくれと言いにくい状態になる可能性もあると思います。そこのルール決めをしっかり線を引いておかないと今後厳しくなってくると思うんですけど、その点についてお聞かせください。
○小林財産管理担当課長　委員ご指摘のとおりかと思います。現在のいわゆる暫定活用財産というのがまさにそういった状況になっているような嫌いもありますので、そういったところを、繰り返しになりますけれども、将来の施設整備に備えて計画的に土地を確保しておきたいという思いがありますので、そういった計画に応じてやっていくことになりますので、仮に暫定活用するとしてもそういった期限というのはしっかり切って活用していくことになるのかなというふうに考えております。
○岩佐委員長　ほかに。
○はやお副委員長　私はこの低未利用地の活用ということに関しては進めなくちゃいけない。それで新たな定義として留保財産ということを設定されたと。ただ、ちょっとそこのところを確認したいのが、委員会に報告もないうちに代表質問での答弁の中で留保財産の話が出たというのは何か意図があるのかどうかお答えいただきたい。
○小林財産管理担当課長　未利用・暫定活用財産の取扱いにつきましては、区としてもずっと課題認識を持っていましたし、議会の皆さんからもこれまでに様々ご指摘、ご意見を頂いているところかと思います。そういったところを踏まえて、留保財産の保有活用に関する考え方というのを整理してきているところなので、意図してというわけではないんですけれども、そういった流れの中で考え方をお示ししていきたいということでそういった答弁になったものというふうに認識しております。
○はやお副委員長　この辺のところでまた言うとちょっといろいろあれになるからもうこれ以上しませんけれども、何かといったら、あえて新しい定義を設けて、今後、低未利用地の在り方とか活用の仕方があるという答弁で十分だったと思うわけですよ。それをあえてこの単語を使ったということに関しては非常に懸念しちゃうんですよ。何か意図がある

んじゃないかと。それで矢継ぎ早にいろいろなものがどんどんどんどん決まっていくような感じがするので、この辺のところはもうちょっと、部長、説明していただかないと分からないよ。
○夏目財産管理担当部長　まず、今回の代表・一般質問のところで初めて出たという言葉ではなくて、今回の第３回定例会の区長招集挨拶のほうでもこの言葉を出して我々の考え方のほうを表明をしているところです。今、担当課長からもありましたけれども、暫定活用財産、区有財産の活用に関しては、これまでも各議員さんのほうからいろいろご意見も頂いておりまして、我々としては土地の得難い千代田区のほうで持てる財産を最大限有効活用していかなきゃいけないということで今回こういう考え方をまとめて区民のほうにパブリックコメントをやっていきたいというふうに考えております。ですので、特段意図があったというよりも、これまでの課題認識に応える形で我々のほうで考え方をまとめさせていただいたというところです。
○はやお副委員長　この辺のところについては、たしか区長のほうからも話があった。それについてはあれなんですけれども、それでは、留保財産ということについて、定義するのは僕はすごく大切だと思います。そういうことからしたときに、低未利用地が何平米ぐらい千代田区全体であって、そしてこの３,０００平米を超える留保財産の対象となる物件件数と平米数、それをお答えいただきたい。
○小林財産管理担当課長　あくまでも区の将来の施設需要に応えるものになりますので、区内の財産、未利用・暫定活用財産に限ったお話になってしまうんですけれども、暫定活用財産として現在あるのが、土地としては２万３,２９６平米になります。３,０００平米以上の土地というのが４か所になります。学校跡地が主というか、になるんですけれども、具体の名称で言うと、小川広場、旧永田町小学校、旧九段中学校、旧今川中学校になります。こちらのほうをトータルで足し合わせると１万５,７７２平米程度になりまして、割合でいうと６８％弱ぐらいの割合の面積という形になっております。
○はやお副委員長　すごく重要だと思っています。低未利用地の活用ですね。普通、民間経営から考えたときに、そのままに置いておくということについてはあり得ないんですよね。でも、そうは言いながら、今後考えなくちゃいけないのは学校の跡ということになると、ご存じのように、公共施設適正配置ということで非常に大きい問題になって、区政を揺るがすような内容だったので、ここは慎重にやっていかなくちゃいけないことであるというふうに考えるわけですね。で、先ほどのところについて、ちょっと僕が分からなかったのは、のざわ委員のほうの質問の中で、なぜ３,０００平米にしたのかといったとき、学校がと言いながらも、だったらば学校の平米数ということであえて区切らないでやればいいところだと思うんですけど、あえて３,０００平米としたところが、もう一度そこのところの数字の根拠を、こういうことですよ。学校だからこういうことで全ての先ほどの三つか四つのところの低未利用地が３,０００平米を超えているから３,０００平米と言ったのか、ちょっとその辺のところ、３,０００平米と決めた言葉の定義をしたときのことをお答えいただきたい。
○小林財産管理担当課長　ちょっとご説明が不足していたかもしれません。区として最も重要というわけではないんですが、学校を止めてということはできないと思っていますので、学校の建て替えに関しては必ず代替施設が必要だと思っております。そういった中で、

これまでの学校の面積を見ると３,０００平米あれば建て替えなり新設なりということができるということで、最低でも３,０００平米以上の敷地が必要だろうなというふうに考えております。先ほど申し上げた４か所に関しましては、偶然旧学校跡地になりますので、３,０００平米以上の土地があったということになります。これだけの土地があれば学校をはじめ様々な施設の建て替え、新設というものがかなえられるということで、３,０００平米という基準を設けたところでございます。
○はやお副委員長　まあ、どっちかといったら、帰納法的にやるか、その、何ですかね、帰納法って、そのケースを基に、下からやるか、上からの理論で整理するかのどっちかのことで、今からいった場合は実態論としてそういうことだから大体３,０００平米だろうというところだということについては説明として受け止めました。
　あと、何かといったら、この留保財産を民間等に貸し付けるということでの手法ね、ここのところが非常にセンシティブなんですよ。というのは、例えば何か更地にして今後どういうふうにするかという話になったときに、事業用の定期借地の設定が約１０年以上となると、やっぱりいろいろ契約書、協定書の中の文言によっては自動更新という言葉が入ってしまうとか、場合によってはそこを一つのベースにして、汚い言葉で種地にして建物を建てたとき原状復帰はかなり厳しいものというのもあると思うんですよ。かなりこの辺のところというと限定されてくると思うんですけど、この辺というのはどういうことを描いてこの定期借地にしたのか。また東松下町みたいないろんな話になると大変なんで、だからここのところの土地の活用ということに関してはかなり、かなりですよ、公共施設としての代替ということしかなかなか考えられないんですよという中で、これをあえて入れてきているというところをもう一度詳しく分かりやすく説明していただきたい。
○小林財産管理担当課長　これも繰り返しになってしまったら大変恐縮なんですけれども、基本的には今回考えている留保財産というのは、区の将来の施設需要、建て替えなり新設なりということがメインというふうになっていますので、委員ご指摘のとおり、基本的にはそういったものに活用されるのかなというふうに考えております。とはいえ、今後１０年、１５年、活用の施設建設はなかなか長い規模で考えなければいけないので、そういう期間が空く可能性もあります。そういったときにただ遊ばせているわけではなくて、財産活用の観点から少しでも収入を得ようということでこういった考え方を示しているところになります。委員ご指摘のとおり、長期になる場合や原状回復などの点において留意しなければいけない点というのは多々あると思いますので、そういった点、委員ご指摘のとおりだと思いますので、注意しながら、方針の策定等を進めていきたいというふうに思います。
○はやお副委員長　確かにそういうこと、普通に考えると、何を使うのかなといったら、更地にして我々もすぐ使えるということになったときに、よくデベロッパーがやるのは、何というんですかね、時間貸しのほうの駐車場だとか、その辺になってきちゃうんですよ、逆に言うと、すぐ使えるようになるということになるとね。それで建物を建てた瞬間、これだけの３,０００平米を超えるものに建物を建てるといったら、事業計画が大きなプロジェクトになりますよ。そんなときにどういうふうに使うのかなというのは見えないんです。今の話からすると分からないんです。ただ、今言ったように限定的にこういうものだと見えるんであれば、そこのところを分かりやすく説明していただくということと、今の

段階ではこういうことを詰めていきますということであれば、そのところをお答えいただきたい。
○小林財産管理担当課長　ご指摘のとおり、建物を建てたりということになると５０年、６０年なんていう長い期間が必要になってくるのかなというふうに思います。１０年程度であるのであれば、そういった建物、仮に建物だとしても仮のような建物になるのかなと思っていますので、しっかり将来の区の行政需要に応えられるような貸付けの方法なんていうのも検討して考えてそういった策定をしていきたいというふうに思っております。
○はやお副委員長　はい。
○岩佐委員長　よろしいですか。
　のざわ委員。
○のざわ委員　今、３,０００平米は区内で４か所というお話でしたけど、区が所有する区外の３,０００平米のところは何か所でどれぐらいでございますか。
○小林財産管理担当課長　先ほどもご説明したように、主に区内の既存施設の整備の際の代替地、あるいは新規施設の用地を想定しているので、郊外の施設を留保することは現在想定しておりませんが、区外の未利用・暫定活用財産としては、現在、旧箱根千代田荘の跡地ですかね、と旧軽井沢少年自然の家の跡地、これが未利用・暫定活用財産として現在所有しているものになります。誤解のないようにご説明しますと、留保地でないからすぐに売却するといったことは考えておりませんので、例えば箱根とか軽井沢に関しましても、仮に留保地としないとしても、現時点では売却などの考え方はないということは繰り返し委員会なりにご報告しているところだと考えております。
○岩佐委員長　よろしいですか、のざわ委員。
○のざわ委員　はい。
○岩佐委員長　はい。
　すみません。私もちょっと１点だけ、２点ぐらい。
　まず除外と選定の手続が、これ、庁内会議体でとさらっと書いてあるんですけれども、これは具体的にどんな手続で行われるのかということと。
　それから――ちょっと、全部言いますね。原則民間も含めた活用で、定借が原則１０年以上というのを書いてあるんですけれども、これ、先ほどからも議論されているように、逆にあんまり長期になってくると、それはもう売ったも同然だよねという話になるわけだから、逆に長さに対して少しキャップをかけなきゃいけないところを、逆に１０年以上となると、活用の仕方としては結構１０年って長いと思うんですよね。はやお副委員長のおっしゃるとおり、建物なんか１回建てちゃったら１０年使えばそれなりに愛着も湧くといいますか、原状復帰のハードルが高くなっていくという中で、この１０年以上というのをあえて長さとして条件にしようとしているのは逆にどういう理由なのか。どういう活用を活用として考えられていらっしゃるのか教えていただければと思います。
○小林財産管理担当課長　１点目の庁内手続なんですけれども、現在でいうと土地の利活用に関しましては区有地等活用検討会というところで全部長を集めた会議がありますので、そういったところで議論をしまして、首脳会議、あとは起案といったところで意思決定を行っていくのかなというふうに考えております。
　２点目の定借の１０年以上になるんですけれども、こちらに関しましては、事業用の定

期借地が１０年以上５０年以下で設定するのが一般的になりますので、１０年以上というところで線を引いたところになるんですけれども、これまでにもご指摘いただいているように、５０年、６０年という形になりますと売ったも同じというのも考え方としてあるかと思いますので、繰り返しになりますけれども、そういったところに関しましては、今後策定する個々個別の状況が違いますので、利用方針のほうで検討していきたいと思います。これも繰り返しになりますけれども、区の将来の施設需要に関して活用していきたいというのがまず第一に考えているところですので、そういったところをしっかりと考えながら進めていきたいというふうに考えております。
○岩佐委員長　はやお副委員長。
○はやお副委員長　言うわけじゃないけどね、思い出しちゃうのは東松下町のも出てくる。そしてまたもっとウルトラＣの日比谷エリマネもあるといったときに、きちっとここのところで、本来であれば首脳会議にかけたりしているんでしょう、しなくちゃいけないのも外してやったりすることもあるので、この件については非常にまた新しい留保財産をやるから、節目節目での報告ということを約束していただけますでしょうか。
○小林財産管理担当課長　現状の未利用・暫定活用財産の場合にはそういったことができてしまうのかなというふうに思っていますので、そういった手続を厳格にしたのが今回新たに考えた留保財産になります。こういった点に関しては必要に応じて議会のほうにもしっかりとご説明させていただきたいというふうに考えております。
○はやお副委員長　はい。
○岩佐委員長　よろしいですかね。
○はやお副委員長　はい、いいです。
○岩佐委員長　それでは、千代田区留保財産の保有・活用に関する基本方針（素案）について質疑を終了します。
　次に、（３）旧永田町小学校校舎の取扱いについて、理事者からの説明を求めます。
○小林財産管理担当課長　それでは、旧永田町小学校校舎の取扱いについて、政策経営部資料３－１、３－２に基づきご説明させていただきます。
　旧永田町小学校は昭和１２年に竣工した校舎でして、築８７年を迎えており、平成５年に閉校してから３０年が経過しております。現在、校舎、校庭ともに暫定活用しているところですが、将来的な行政需要に備えるために校舎の取扱いについてご説明さしあげたいと思います。
　それでは、資料３－１をご覧ください。併せて資料３－２をご参照ください。
　項番１の概要です。旧永田町小学校は平成５年４月に閉校となり、その後、長期間にわたり暫定活用してきましたが、本格的な活用には至っていません。本区でこれほどまとまった規模の区有地は貴重であり、既存施設の機能更新や新たな施設需要など、将来の行政需要に備える観点から準備を進める必要があると考えており、柔軟な土地活用を可能とするために既存の校舎の解体を進めていきたいと考えております。
　次に、項番２、現状の課題です。（１）土地活用における制約ですが、地価が高く、遊休地が少ない本区において、区内で新たにまとまった土地を確保することは極めて困難であるため、限られた区有地を最大限に有効活用する必要があります。しかしながら、校舎があることによって現状以上の活用が困難となっており土地活用に制約があります。

（２）施設の老朽化ですが、築年数が８７年となり、建物の構造や設備に老朽化、劣化が見られます。こうした状況ですので、今後、修繕の頻度や修繕経費が増加する可能性があります。

（３）安全性や防災上の懸念ですが、過去の建物の耐震診断による耐震性能はＩｓ値が０.３４と、災害時の倒壊リスクが高く、安全確保のためには抜本的な対応が求められています。

（４）維持管理費の負担ですが、現在、維持管理費用に毎年５００万円以上の予算を計上しているような状況にありますが、先ほども少し触れたように、今後、老朽化や劣化が進めば対応範囲が広がる可能性もあり、経費が増加する可能性、懸念があります。

次に、項番３、意見照会です。校舎の解体に当たり、学校ということもあり思い入れのある方々がいる中で、校舎や学校に関する記録や資料の取扱いについて、地域や関係者の皆さんの意見を伺い今後の対応の参考にしたいと考えております。資料３－２により意見照会を行う予定でおります。様々なご意見が寄せられることも想定されますが、本意見照会につきましては、解体の賛否や是非、賛成または反対の数をはかるものではなく、記録や記憶、学校資料の取扱いについてご意見を伺うことを目的としております。

項番４、今後の予定にあるように、１０月２０日から１か月程度意見照会を行い、お寄せいただいた意見等につきましては意見照会終了後に取りまとめを行いまして、１２月の当委員会でご報告したいと思います。

最後に、項番５、その他になります。解体に当たり、令和８年度当初予算に建物の解体設計経費、資料等の保存に係る経費を計上する予定で準備を進めてまいります。

簡単ではありますけれども、ご説明は以上になります。

〇岩佐委員長　はい。ご説明を頂きました。この件についての質疑を受けます。ないですね。（「えっ」「あるよ」と呼ぶ者あり）

のざわ委員。

〇のざわ委員　論理的には非常に、８９年ですか、たって、お話はよく分かるんですが、千代田区の場合、取壊しのない一つの大きな理由に、卒業生の方々への思い入れの配慮というのがあると思うんですが、そこら辺はどのようにお考え、ご応対をされていくんでしょうか。

〇小林財産管理担当課長　先ほどご説明したように、もちろん卒業生をはじめ思い入れのある方が多くいらっしゃるであろうことは十分に承知しています。校舎のほうは解体させていただきますけれども、そういった記憶や記録の継承といった観点に関しましては、皆さんのご意見もお伺いしながら、どういった取扱いができるのかというのを検討していきたいというふうに思っております。

〇のざわ委員　ぜひ、非常に大変な作業だと思いますが、まず取壊しを決める前に卒業生の多くの方々にご意見を承りながら、ご了承を頂きながら、もしそういうふうになりましたら、その記録、デジタル等々の記録の保存のほうもぜひ多くやっていただくという２段構えのご応対もいかがかなと思うんですが、いかがでしょうか。

〇小林財産管理担当課長　現在も地元の方にお話を伺ったりということも行っておりますし、委員ご指摘のあったデジタル化なども含めて、今後、資料や記憶の継承・保存に関しましては検討を進めていきたいというふうに考えております。

〇岩佐委員長　よろしいですか。
〇のざわ委員　お願いします。
〇岩佐委員長　はやお副委員長。
〇はやお副委員長　まず、もう一度確認しますけれども、耐震性の問題ということで、これは先ほどのＩｓ値が０.３４ということで、これについては非常に低いという、僕はちょっと数字がどうのこうのというのはよく分からないんですけれども、これについては解体すべきという内容として受け止めるでよろしいのかどうかということです。
〇小林財産管理担当課長　先ほど申し上げたとおり、平成１０年に耐震診断を行っておりまして、調査の結果に関しましては、地震による倒壊の危険性があり耐震補強が必要という内容となっております。現時点においては当時から３０年近く経過していることもありますので、それ以上の劣化の進行が懸念されているということで、耐震補強をすればもしかすると建物自体は存続できるのかもしれませんけれども、それに関する経費も高くかかると思いますし、先ほど申し上げている将来土地を活用するに当たっての支障になるもの、土地を最大限有効活用するためには校舎の除却というのが最も有効かと思っていますので、そういった方向で考えているところでございます。
〇はやお副委員長　それは、最終確認ですけど、そういう状況だから、耐震補強をして維持するというのは非常に費用もかかる。そしてまた、その使い勝手が決まっているわけではないから、そのことについては、解体するという、そういう視点でいいのか、もう一度そこのところについて明確にお答えいただきたい。
〇小林財産管理担当課長　先ほどの現状の課題のところで、老朽化もしくは維持管理費の負担なんていう、まあ安全性も含めてですけれども、そういった課題があるということも申し上げましたけれども、最もこちらとして考えているのが、なかなか土地の確保が困難である千代田区において、限られた区有地、先ほどの留保財産のところにも関係してしまうかもしれないんですけれども、そういった土地を最大限有効活用するためにはどうしたらいいかということを考えていますので、そういった視点で考えた結果として校舎の解体というのを決定したということになります。
〇はやお副委員長　また、あと、先ほどの、ちょっと畳みかけるような準備のような流れを感じるんですよ。というのは、先ほどの整理がされて、そしてまた、これの旧永田町小学校の解体という話になってきてというところが、立て板に水を流すがごとくということになると、まあ、疑っているわけじゃなくて疑ってるんですよ。だからそういう、そこのことについては、いや、もういつもそちらのほうの答弁で、これ以上言うつもりはないけれども、たまたまそういうニーズの中でそういうふうに決まったということなんだろうけども、そこはもう一度確認します。
〇小林財産管理担当課長　すみません。繰り返しになったら恐縮なんですけれども、区としては、これまでにもずっと課題認識として持っていたところでもあります。また、これも繰り返しかもしれないですけれども、議会の皆様方からも以前よりご指摘いただいていた点なのかなというふうに考えております。
　既存施設の築年数が経過しているということもありますし、多くの施設で大規模改修とか建て替えとか、そういった必要性が出てきたというところもございます。また、区内の開発とか、建物需要が高まっている中で、なかなか遊休地がなかったりとか地価が高くな

っているということもあります。様々な要因がありますけれども、急に出てきたというような課題ではなくって、以前より、限られた区有地の有効活用については課題認識を持っていたというところでございます。
○はやお副委員長　ここは、十分に、先ほどの公適配の関係のところのスタートのところですから、地域のほうで、まず十分に確認、コンセンサスを取っているかということをもう一度確認したいのと、そして、先ほどちょっと意見照会というのは、あくまでも解体の賛否ではないということなんで、もうこれは決定事項ということでの話であれば、十分そこのコンセンサスについてはどういうふうに取っているのかお答えいただきたい。
○小林財産管理担当課長　区としては、土地の有効活用の観点から、建物の解体をしたいということで決定したものになります。こちらに関しましては、先ほども出てきた庁内の区有地等活用検討会で議論を重ねた上で、首脳会議といったところで意思決定を取っているという形になっております。
○はやお副委員長　まあ、そこのところと、庁内での問題ね。例えばそこのところを、先ほどの経費のところが見合わないということであるんであれば、数字的に解体をしないで学校を残す。じゃあ、例えば、学校の施設ということであれば、子ども部との関係で、例えばですよ、そんなことあるのかどうか分からないけども、九段中等のほうの建て替えも、大規模修繕も出てくるでしょう。そうしたときにはどうするのかとか、番町の建て替えは、もう具体的になっているわけですよ。そうするとどういうふうにするのか。この辺のニーズというのは、どういうふうにこの地域的に考えたときに、例えば、そういうニーズは子ども部のほうとどう調整しているのかお答えいただきたい。
○小林財産管理担当課長　様々な既存施設の建て替え、学校も含めてですけれどもあるかと思っております。そういった需要に関しましては、毎年需要調査というのを行っておりますし、そういった視点も含めて、庁内の区有地等活用検討会で全部長が集まっていますので、そういったところで議論したということになります。学校等の建て替えに関しましては、先ほどの留保財産のほうでもありましたけれども、そういったところを活用しながら、もしかすると、この旧永田町小学校を使った既存施設の建て替えとか新設の建物なんていうのもあるかもしれないんですけれども、そういったものも含めて今後検討していくことになろうかと思います。
○はやお副委員長　最後。この、やっぱり校舎のほうの建物が、これ、昭和１２年というふうに、これのところに書いてある資料のほうには書いてあったと。で、その辺のところからしたときに、まあ文化財というのにはならないだろうと。でも、ただ、いろいろ、建築の僕は専門性はないからあれなんですけど、例えば残してもらいたいとか、そういうニーズが、多分、あれのときの、僕、ちょっと記憶によると、たしか東京駅前にある東京郵便局の、あそこのところの外壁だけ残したという事件、あ、事件と言っちゃいけないな、そういう事案があったと。だから、そういうことからしたときの、その必ず、何ていうんですかね、歴史的な価値とかというと、僕、分からないんでね。この辺はどういうふうに押さえているのかお答えいただきたい。
○小林財産管理担当課長　旧永田町小学校に関しましては、復興小学校とかそういったもの、あるいは文化財などに指定されているものでもありませんし、築８０年を超える古い建物ということは認識しているところですけれども、すみません、繰り返しになります。

新たな建物を建てる際には校舎が存在することによって、敷地全体の有効活用を図れないということがありますので、区としては校舎は除却したいというふうに考えているところです。校舎に対する評価というのは、賛否も含めて様々あろうかと思いますけれども、そういった視点で、区としては解体のほうを考えたところでございます。

なお、校舎は解体する方向性ですけれども、資料の記録とか保存の取扱いに関しましては、専門家とか関係者の意見を聞きながら、丁寧に対応していきたいというふうに考えております。

○はやお副委員長　重ねてなので、一つだけ。

○岩佐委員長　はやお副委員長。

○はやお副委員長　そのところを、今、耐震性の問題で、そこのところの修繕費ということから考えたときにあり得ないよと。あと、今のニーズについては、その使い勝手も庁内的にはもう整理されていて、特に手が挙がってないよと。そして、今の、文化財というんではないんでしょうね、歴史的な価値ということに関しても、ない、と。それで、いうところから踏まえてというところでいい。あと、次の課題になると、この三つは確認されました。今、それはあれですよ、区のほうの、ね、立場の意見を聞きました。

それと、あと、やっぱり最後になってくるけど、これはさっきの答弁の繰り返しになるんですが、今後、例えば定期借地で貸すとかという話になったときの今後のことについては、丁寧に、節目節目で報告をしていただくということで間違いないのか、改めて確認します。

○小林財産管理担当課長　整理していただきまして、ありがとうございます。おっしゃるとおりでございます。

今後の活用に関しましては、基本的には区で活用することを考えていますけれども、今後の需要等も踏まえて検討を進めていきたいというふうに考えております。その際に、委員会にもご報告差し上げながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○岩佐委員長　よろしいですか。

○はやお副委員長　はい。

○岩佐委員長　のざわ委員。

○のざわ委員　委員長、すみません。今後の活用のところで、まちの方が葬祭場を造ってくれという話もあったんで、（発言する者あり）一応、付け加えさせていただいて。よろしくお願いします。（発言する者あり）

○小林財産管理担当課長　場所的になかなか、葬祭場、（発言する者あり）葬儀場ですかね、火葬場ですかね、どちらか、ちょっとあるかと思いますけれども、（発言する者あり）今後の活用、区としてはまだこういったものにするというのは決定しているところはございませんので、今後検討を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○岩佐委員長　今後、意見を言ってくださいということです。

○のざわ委員　はい。

○岩佐委員長　はい。それでは、ほかにご質疑はございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

それでは、（３）旧永田町小学校校舎の取扱いについての質疑を終了します。
暫時休憩します。

午後０時１３分休憩
午後０時１３分再開

○岩佐委員長　委員会を再開いたします。
日程３、その他に入ります。委員の方から何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
執行機関から何かございますか。
○武笠文化振興課長　では、内幸町ホールの供用開始時期について、口頭でご報告いたします。
内幸町ホールの供用開始、いわゆるリニューアルオープンにつきましては、令和８年度中とご案内してきたところでございますが、工事の入札が一部不調となっておりますため、令和８年度中のオープンが難しくなりました。今後、工事の状況を踏まえ、オープン時期を検討してまいります。決まりましたら改めてお知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。
ご報告は以上でございます。
○岩佐委員長　ありがとうございます。
内幸町ホールの件について、何かご質疑ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
その他、何かございますか。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　去る１０月５日日曜日、第６３回千代田区民体育大会が、多くの区民の皆様のご参加の下、盛大に開催されました。区議会議員の皆様にはご多忙の中ご臨席いただき、また様々なご協力を賜り、誠にありがとうございました。この場をお借りいたしまして、お礼申し上げます。
当日は、白熱した熱戦や新たな取組などにより会場が盛り上がる一方で、予報を上回る気温の影響により、体調を崩される方もいらっしゃるなど、幾つかの課題も見受けられました。
来月１１月６日には第４回の実施委員会を開催し、連合町会長、実施委員、競技説明アドバイザーの皆様から忌憚のないご意見を頂きながら今大会を振り返り、来年度の大会に向けた改善につなげてまいりたいと考えております。
ご説明は以上です。
○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。
この件について、何か質疑とか、確認したいことはありますか。
○田中委員　大変お疲れさまでございました。今ご説明にもありましたとおり、体調不良になってしまった方々というのもいらっしゃるということで、救急車なども来たようですけれども、どのぐらいの人数とかというのは、把握していらっしゃる範囲でいいんですけれども、お願いできますか。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　救護所のほうに、ちょっと熱中症気味という方も何人か

いらっしゃったほか、救急車が、熱中症関係で３台ほど出動しまして、そのうち２件で救急搬送があったというところでございますが、３件とも、いずれも軽症という形で、その後のフォローもできておりまして、皆様ご帰宅されたというふうに聞いております。
○田中委員　はい。ありがとうございます。軽症だったということで、よかったなと思いますけれども、たまたま、すごく、前日も寒かったのにその日だけ暑くなってしまったという天候事情があったとは思うんですけれども、今後の対応としてどうするのかというところが重要だと思うんですけれども、例えば、テントが本部と招待客の方々のところだけになっていまして、ほかにそういうテントに入れるような場所がないという現状なんですね。それは、今回のこういう暑い気候のときにもそうですけれども、２年前の、雨が降ってしまったなどというときにも有効だと思いますので、そういうテントなどの検討というのはいいかと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　本部のほうは、確かにおっしゃるように本部等々がテントという形でございまして、連合の応援席のほうはないという状況でございまして、本部には姉妹都市のご来賓などもいらっしゃったりとか連合町会長の人たちがおられたりとか、あるいはバックヤードのエリアが結構ございますので、そういった都合で、授乳スペースや、あと救護所とかもテントになってございますので、そういった都合で、一つ、本部のほうはテントだったということでご理解いただければということと、酷暑対策という形で応援席にテントというふうなお話かなというふうに思います。
　そういったお声も確かに幾つかございますので検討はさせていただきたいと思うんですが、ちょっといろいろと、恐らく検討しなきゃいけない事項というのが一つはやはり強風時の安全対策と、それからあと、視界の問題がまたあるのかなということで、大型ビジョン２台ほど配置しておりまして、会場のどこにいても競技が見えるように、割と遠くからでもですね、そういう取組をしておりまして、かなり、町会に入っていない方からも、これについては高い評価を頂いているところでございますので、そういった、その辺の辺りを慎重に検討しながら、１１月６日の実施委員会等々でも議題に上げさせていただいて、慎重に検討させていただければと考えているところでございます。
○田中委員　今、いろいろご説明いただいて納得する部分もあるんですけれども、視界ということで言えば、招待客の方々とか、本部からもその問題はあると思うので、そこが実際、本当に問題になるのかという部分と、やはり体育大会の主役というのは区民の方々、町会連合の方々であって、本部とか招待客の方のところだけテントがとか、机とか椅子があって、ほかの方々のところが言ってみれば野ざらしになっている状態でいいのかと。それが、やっぱり、あんまり感じよくないよねというお声なども区民の方からは頂いているんですね。
　なので、選べるような、全部が全部、テントでということではなくても、テントに入りたい方、そのテントに入る必要がある方、体調の不安がある方などが入れるような場所というのは、やはりある程度は確保するべきなんではないかと思いますので、今後のご対応をご検討いただければと思います。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　はい。ご指摘のように、本部以外にも、一般観覧席とか、今回、一般観覧席はテントがなかったんですけども、その他の高齢者とか障害者の方の席とかは一部テントがあったところもございますので、ちょっとそういったところとの兼ね

合い、利活用とかも考えながら、暑いときとかは特に、皆様がちょっと日をよけられるような、何かしら、ちょっとそういう方法を、今後の実施委員会等の中で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。
○岩佐委員長　はやお副委員長。
○はやお副委員長　ちょっと要望が出たんですけれども、点数板がオーロラビジョンには必ず、逐次は出る、その都度あるんですけれども、前は、ほら、固定的に出ていたんで、何かそうやって常にあったほうが、自分たちが今どこの位置にあってどうなのかということがあるので、その採点結果を常時、掲示、表示できるような、ちょっと工夫、いろんな方法があると思いますけど、それはいかがでしょうか。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　実は前大会のときにはかなりちょっと点数を、あえて最後のリレーの前に見せないとかって、ちょっと運動会のようなことを想定してしまったんですけども、今回はそういった反省も、前回いろいろそういったご意見を頂きましたので、反省を踏まえて、可能な限り、表示をしておりました。ただ、ＰＲ動画とか、そういったときには一部ちょっと映っていないときがあったりとか、あと、途中で、玉入れのちょっと再戦をした辺りですね。得点が固まっていなかったものですから、その時間帯あたりは、あまりちょっと表示されていない時間帯があったかなと思うんですけれども、それ以外の要所要所では一応やってきたつもりではございますが、その点も恐らく地域の方からいろんなご意見もあろうかと思いますので、そういったのを踏まえながら、ちょっと検討を進めてまいりたいと思います。
○岩佐委員長　ほかに。
○のざわ委員　ドーム型の運動場にしたらどうだという意見もあったんですけど、コスト的にどうでしょうか。
○橋場生涯学習・スポーツ課長　恐らく東京ドームとか、そういったことをご想定されてるのかなというふうに思うんですが、以前、区民体育大会のあり方検討会の中で、やはり屋根つきの場所でやるかというふうな話もございましたが、やはりその１日その場を押さえたりするお金的なものとか、それからあと、東京ドームとかですと、いろんなイベントがあるので、なかなかその中に入っていけるのかとか、そういった問題もございまして、１回、たしか中止にはなったんですけども、体育館とかでやったらどうかという話も、たしか過去にあったかと思いますが、その際に、やはり人数が大分絞られてしまって、お祭り的な要素がちょっとなくなってしまうということで、なくなったかというふうに思いますので。
　ただ、おっしゃるように、天気、それから酷暑対策等々、いろいろ課題はございますので、あらゆる選択肢を、今後も否定せずに、ちょっと検討を進めてまいりたいというふうに思います。
○岩佐委員長　ほかに、体育大会では大丈夫でしょうかね。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○岩佐委員長　はい。それでは、日程３、その他を終了いたします。
　最後に、日程４、閉会中の特定事件継続調査事項についてです。閉会中といえども委員会が開催できるように議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岩佐委員長　はい。ありがとうございます。

　それでは、本日はこの程度をもって閉会といたします。ありがとうございます。お疲れさまです。

午後０時２４分閉会